

視点規則に違反しない所有物主語の受身文の下位類型について

- 持ち主の受身文優先規則に違反しないタイプを中心に -

裏 銀貞

キーワード： 所有物主語の受身文、持ち主の受身文、能動文、視点規則、視点違反の類型

1. はじめに

本稿では、以下に示すように、身体部分・側面名詞・持ち物などが受身文の主語となる「所有物主語の受身文」を考察対象とし、その中でも特に、視点規則に違反しないタイプにはどのような下位類型が存在しているのかを分析する。

(太郎の)頭が傷つけられた/(太郎の)研究が認められた/(太郎の)意見が却下された/(私の)記憶が狂わされた/大事にしていたお金が盗まれた

従来、所有物主語の受身文は、無情物扱いされる所有物が主語になっているという点から、有情動作主がニ格を伴い顕在化しているタイプを中心に、一律に視点に違反する表現のように扱われがちであった。裏(2003)では、同じ所有物主語の受身文であっても、能動文転換の可能性、持ち主の受身文転換の可能性、そして、文脈の流れなどにより、その視点違反の判断に多様性が見られることを指摘し、新たな方法から該当受身文の視点違反の判断問題を見直した。

ここでは、裏(2003)で、視点規則に違反しないと判定された受身文には、具体的にどのような類型があるのかを、主に、持ち主の受身文優先規則に違反しない例文を中心に、より詳細に分析してみる。

2. 所有物主語の受身文における視点違反の判断基準と出現様相：

裏(2003)のまとめ

1 本稿では、所有物主語の受身文を次のように定義づけ、考察の対象とする。

形：A ノ B ガ(ハ)V サレル(太郎の頭が(は)傷つけられた) / A ハ B ガV サレル(太郎は頭が傷つけられた) / B ガ(ハ)V サレル(頭が(は)傷つけられた：但し、該当受身文と近いコンテクストの中で、持ち主の存在が判断できる場合のみに限定する)

・A と B は「全体：部分」の関係、あるいは「持ち主：持ち物」の関係、「A」は有情物、「B」は無情物として限定

・動作主の顕在化の有無は問題としない

・助詞「ハ」が用いられる場合は、「～ハ」が「～ヲ」の形を取りにくくと判断される場合(例：私の良心は(*を)その度にちくちく刺されるように痛みました)のみを考察対象とする

従来、所有物主語の受身文は、無情名詞である「所有物(ここでは、身体部分、側面名詞、持ち物などを一括し、所有物と呼ぶことにする)」が文の主語になっているということで、主に、動作主マーカー「ニ」が顕在化している受身文を中心に、一律に視点の制約を抱えている表現のように扱われてきた(金水(1992a, 1992b)、高見(1995, 1997)、益岡(1987, 1991)、張(1996)、杉本(2000)、天野(2001)を参照)。

しかし、このような捉え方は、以下に示すように、実際、所有物主語の受身文に様々な下位パターンが存在することをカバーできないという難点がある。

タイプI：能動文にすることも、持ち主の受身文にすることも可能であるが、所有物主語の受身文の形をとっている場合。

(例：太郎の論文が先生に認められた)

能動文：先生が太郎の研究を認めた

持ち主の受身文：太郎は先生に研究を認められた

タイプII：能動文も持ち主の受身文の形もとることができず、所有物主語の受身文の形をとっている場合。

(例：太郎の指はきつく握りしめられ泣きさけんでいるようだった)

能動文：*太郎は指をきつく握りしめ泣きさけんでいるようだった

持ち主の受身文：*太郎は指をきつく握りしめられ泣きさけんでいるようだった

タイプIII：能動文にすることが不可能か不自然であるものの、持ち主の受身文にすることは可能。このようなものが、所有物主語の受身文の形をとっている場合。

(例：私の頭はこの静かさに搔き乱されるようになった)

能動文：?この静かさが私の頭を搔き乱すようになった

持ち主の受身文：私はこの静かさに頭を搔き乱されるようになった

タイプIV：持ち主の受身文にすることが不可能か不自然であるものの、能動文にすることは可能。このようなものが、所有物主語の受身文の形をとっている場合。

(例：太郎の目が大きく見開かれた(再帰用法))

能動文：太郎は目を大きく見開いた

持ち主の受身文：*太郎は目を大きく見開かれた(再帰の意味がなくなり、被害の意味が生起してしまう)

すなわち、所有物主語の受身文には、能動文や持ち主の受身文の形で表すことができないため、所有物主語の受身文がその代わりに用いられている場合(タイプII)もあり、両方の文で表すことができるにもかかわらず、所有物主語の受身文の形をとっている場合もある(タイプI)。そのため、所有物主語の受身文が、一律に視点の制約を抱えている表現とされるのは、多少無理があるように思われる。

上記のような難点をカバーするため、張(2003)では、所有物主語の受身文の視点違反の

判断基準と判断範囲を以下のように見直し、視点違反の問題にアプローチした。

- 持ち主の受身文転換の可能性と、能動文転換の可能性を共に視野に入れ、それを以下のように規則化する。

(1) 持ち主の受身文優先規則

所有物と持ち主の存在が共に現われる受身文の場合、所有物主語の受身文よりは持ち主の受身文の形をとる方がよい

:持ち主の受身文に置き換えられるにもかかわらず、所有物主語の受身文の形をとっている例文を、この規則に違反しているとする。

太郎の研究は先生に認められた → 太郎は先生に研究を認められた
置き換え可能

⇒「太郎の研究は先生に認められた」は、持ち主の受身文優先規則に違反すると判断する。

(2) 能動文優先規則

動作主が特定可能の有情物であり、その動作の受け手が所有物(身体部分・持ち物など)である場合、所有物主語の受身文にするよりは、能動文の形をとる方がよい

:能動文に置き換えられるにもかかわらず、所有物主語の受身文の形をとっている例文を、この規則に違反していると判断する

太郎の研究は先生に認められた → 先生は太郎の研究を認めた
置き換え可能

⇒「太郎の研究は先生に認められた」は、能動文優先規則に違反すると判断する。

すなわち、上記のような基準から、所有物主語の受身文における視点違反の判断を考えると、次のように、視点違反の判断が一律に定められることを避けることが可能となる。

タイプI：能動文優先規則、持ち主の受身文優先規則と共に違反する

タイプII：能動文優先規則、持ち主の受身文優先規則と共に違反しない

タイプIII：能動文優先規則には違反せず、持ち主の受身文優先規則には違反する

タイプIV：能動文優先規則に違反し、持ち主の受身文優先規則には違反しない

⇒ 各優先規則に同時に違反するタイプIの視点違反の度合いがもっとも強く、ある一方の優先規則に違反するタイプIIIとIVがその次、両優先規則に同時に違反しないタイプIIの視点違反の度合いがもっとも弱くなる。

視点違反の度合い：タイプI > タイプIII、IV > タイプII

□ 視点違反の判断範囲を文レベルから談話レベルまで広げる

実際、受身文も談話という、様々な出来事の流れの中で用いられていることを念頭に置き、視点違反の判断範囲を、従来の文レベルから談話レベルまで広げることにする。このように考える理由は、該当受身文が出現する場面、受身文内に登場する人物における人間関係の多様性などが、視点違反の判断の問題において、変数となる可能性があり得るからである。

例えば、「太郎の研究が先生に認められた」の場合、基本的に有情動作主が存在しているため、「先生が太郎の研究を認めた」という能動文の形が用いられるのがもっとも自然であり、この形のままでは、能動文優先規則に違反するようになる。ところが、同一の文であっても、発話者が太郎の身内(例えば、太郎の母親)である場面を想定した際、該当受身文における視点違反の判断にも変化が生じる。

一般に、話者には、自分がより共感している方を主語とする傾向があるため、母親から見てこの文は、他人である先生よりは、自分の息子の立場から表現するようになる。すなわち、この場面は、有情動作主である「先生」よりも、無情物ではあるが「太郎の研究」が優先する場面となり得るのである。そのため、この例文は、能動文優先規則には違反しているものの、その違反に妥当性が認められる文として分類できるのである。

すなわち、このように、視点違反の判断範囲を談話レベルに広げると、視点規則違反に妥当性が認められるかどうかという点が確認できるようになり、視点違反の様相をより詳細に、かつ的確に判断できる。

つまり、所有物主語の受身文における視点違反の判断基準には、上記に示した二つの視点規則と共に、談話的な要素を加える必要があり、これをまとめると、所有物主語の受身文における視点違反・非違反の様相は、最終的には、次のように整理できる。

所有物主語の受身文における視点違反・非違反の様相

1. 持ち主の受身文優先規則に違反する場合
 - (a) 妥当性が認められる違反 (b) 妥当性が認められない違反
2. 持ち主の受身文優先規則に違反しない場合
3. 能動文優先規則に違反する場合
 - (a) 妥当性が認められる違反 (b) 妥当性が認められない違反
4. 能動文優先規則に違反しない場合

このように、襄(2003)では、所有物主語の受身文の視点違反の判断基準を見直し、従来、一律に視点違反であると判断されがちであった該当受身文の視点違反の問題を、上記のような多様な形として捉えた。

ところが、襄(2003)では、視点違反・非違反の様相を上記のように分けてはいるが、実際、各視点規則に違反しない例文、特に、持ち主の受身文優先規則に違反しない例文には

どのようなタイプがあるのかに関する、具体的な分析は行っていない。ここで言う、持ち主の受身文優先規則に違反しない例文というのは、何らかの理由で、持ち主の受身文に置き換えられない場合を指すが、「その何らかの理由」に関する詳細な考察までは行っていない。

そのため、本稿では、持ち主の受身文優先規則に違反しない受身文には、具体的にどのようなタイプがあるのか、言い換えれば、所有物主語の受身文を持ち主の受身文に置き換えられなくなる原因には、どのようなものがあるのかを詳細に分析することにしたい。

3. 持ち主の受身文優先規則に違反しないタイプの下位類型

持ち主の受身文優先規則に違反していない場合とは、持ち主の受身文に変えることが不可能か、変えることによって許容度が低くなる²ため、その代わりに所有物主語の受身文の形をとっている場合を指す。以下に示す六つの類型に分けることが可能であり、その中には、文レベルの問題として捉えられる要因によって、規則非違反となったタイプもあり(類型①、②、③、④)、談話レベルの問題として捉えられる要因によって規則非違反となったタイプ(類型⑤、⑥)もある。

類型① 外部からの働きかけが生起せず、対応する持ち主の受身文自体が想定できない場合

類型② 持ち主の受身文にすると、余剰の利害の意味合いが生じてしまい、もともとの文と違う意味合いを表す場合

類型③ 持ち主の受身文にすると、動作主と持ち主の存在が不必要に強調されてしまい、意味の変化が生じる場合

類型④ 動詞と持ち主、所有物との組み合わせの問題により、持ち主の受身文の形が用いられにくい場合

類型⑤ 文脈の一貫性のため、持ち主の受身文の形をとることができない場合

類型⑥ 持ち主を主語の位置に移動できるほどの根拠が十分ではない場合

類型① 外部からの働きかけが生起せず、持ち主の受身文自体が想定できない場合

(1) 彼女の横顔を見上げると、芽実の視線はまっすぐに祖父が描いた絵「絆」へと注がれた。
(冷)

(1') *芽美は(自分の)視線を祖父が描いた絵「絆」へと注がれた。

(2) はるか上方の舷側では、有馬たち乗組員の手が振られている。
(藏)

(2') *有馬たち乗組員は手を振られている。

(3) 彼の言葉はよく手入れのゆきどといった芝生のように刈りこまれ、はみだしたもの

² 本稿で取り上げている、所有物主語の受身文から持ち主の受身文への置き換えの可能性は、日本語を母国語とする 20 人の日本人を対象とし、アンケートを行った結果に基づくものである。

がなく、快適で、恵みに満ちている。

(パニ)

(3') *彼は言葉をよく手入れのゆきどといた芝生のように刈りこまれ、はみだしたもの
がなく、快適で、恵みに満ちている。

(4) 白粉気のない薄桃色の顔はうぶ毛で覆われている。

(4') *白粉気のない薄桃色の顔をうぶ毛で覆われている。

持ち主の受身文は、動作主から身体部分・持ち物などに与えられた働きかけを、全体名詞と持ち主の立場から叙述するタイプの受身文である。そのため、持ち主の受身文の形で表せるためには、基本的に、動作主の存在が想定される必要がある。

ところが、上記例文(1)～(4)をみると、それぞれ、再帰用法(上記例文(1)と(2))を表しているか、持ち主がもともと有している属性を叙述しているだけで、外部からの働きかけ自体が加えられていないことがわかる。

そのため、上記例文(1)～(4)は、持ち主の受身文の形で表すことができず、所有物主語の受身文がその代わりの役割をしていると言える。そのため、この類型の受身文は、持ち主の受身文の形をとっていないとしても、規則違反はしていないことになる。

類型② 持ち主の受身文にすると、余剰の利害の意味合いが生じてしまい、もともとの文と違う意味合いを表す場合

(5) 奥さんと私は出来るだけの手際と工夫を用いて、Kの室を掃除しました。彼の血潮の大部分は、幸い彼の布団に吸収されてしまったので、畳はそれほど汚れないで済みましたから、後始末はまだ楽でした。二人は彼の死骸を私の室に入れて、不断の通り疎ている体に横にしました。 (心)

(5') # 彼は血潮の大部分を、幸い彼の布団に吸収されてしまったので、畳はそれほど汚れないで済みましたから、後始末はまだ楽でした。

(# : 非文ではないが、もともとの文との意味のずれが生じる場合を指す)

(6) 直季「多分な…18時20分に麻布台の文房具屋でレターセットを買った（とマーク）ファミレスでコーヒーを一杯飲んで20時55分に出る（とマーク）」…地図には由理の行動が赤線で示された。 (眠)

(6') # 由理は行動を赤線で示された。

類型②に属する受身文は、所有物主語の受身文を持ち主の受身文に変えることによって、もともとは存在しなかった利害の意味合いが不必要に生起してしまうタイプである。

まず、例文(5)の受身文「彼の血の大部分が布団に吸収された」におけるノ格名詞「彼」は、もう死んでいる状態であるため、利害を感じることが出来ない存在である。すなわち、この文は、彼の血が布団に吸収されたことに關する単純叙述を表しているだけで、自分の

血が布団に吸収されたことによって、彼が被るようになる利害関係を表す文ではない。

ところが、この例文を持ち主の受身文の形に変えると、彼が自分の血を吸収されたことによって、何らかの利害を受けているような文となり、もともとの意味とは異なる解釈になってしまう。そのため、例文(5)は持ち主の受身文の形をとることが出来ない。

そして、例文(6)の受身文「地図には由理の行動が赤線で示された」は、直季という人物が、殺された由理の財布からレシートを取り、それを見ながら彼女の行動を地図に表示している場面の中で用いられている。すなわち、この文におけるノ格名詞「由理」も死人であるため、動作主である直季が「示す」という動作を行う時点で、既に、利害を感じることが出来なくなっている存在である。

つまり、この文は「直季が地図に由理の行動を赤線で示した」という出来事に関する客観的な叙述を表しているのに過ぎず、ノ格名詞である由理は、そのような直季の行動により、影響や利害を受けるような意味としては用いられていない。

ところが、このように、利害の意味合いに中立的な文を持ち主の受身文にすると、まるで、由理が直季の行動によって被害を受けているような感じを与え、もともとの文とは異なる意味合いの文として解釈されてしまう。すなわち、例文(6)も、このような意味の変化を避けるため、利害関係に中立的な所有物主語の受身文が選択されているだけであるため、持ち主の受身文優先規則には違反していない文として分類できる。

類型③ 持ち主の受身文にすると、動作主と持ち主の存在が不必要に強調されてしまい、意味の変化が生じる場合

(7) 「私、どうもおかしいのよ。さっき地下室で転んだでしょ。あのせいじゃないかしら」「え?」と僕は喉に絡んだ声でいった。「下腹のあたりが締めつけられて苦しいのよ」 (死)

(7')?? 「下腹のあたりを締めつけられて苦しいのよ」

(8) 筆者は構想を語るうちに自然に頭が整理され、他人の意見を聞いているうちに、足りないところに気づきます。 (社: 1989/1/15)

(8')??筆者は構想を語るうちに自然に頭を整理され、他人の意見を聞いているうちに、足りないところに気づきます。

まず、上記例文(7)の場合、先行文脈に現れているように、地下室で転んだことが原因となり、下腹のあたりが締めつけられ、苦しくなっていることを表している。ところが、この文を、例文(7')のように、持ち主の受身文の形にすると、まるで「動作主である誰かによって、下腹のあたりを締めつけられ、その結果、苦しい状態になっている」のような意味として捉えやすくなる。

すなわち、例文(7)は、持ち主の受身文の形をとることによって、動作主の存在が不必要

に強調され、結局、意味に変化が生じるようになった場合である。そのため、この例文は、持ち主の受身文の形をとっていないとしても規則違反ではなくなる。

また、上記例文(8)も同様に説明可能であるが、伴われている「自然に」という副詞からも窺えるように、例文(8)における「頭が整理される」は、自発に近い出来事を表している。ところが、この文を例文(8)のようにし、持ち主の受身文の形で示すと、「誰かによって」という意味合いが強くなり、副詞「自然に」との共起は不自然になる。そのため、例文(8)も、持ち主の受身文優先規則には違反しないタイプとして分類できる。

類型④ 動詞と持ち主、所有物との組み合わせの問題により、持ち主の受身文の形が用いられにくい場合

(9) 奥歯を噛み締めて、牛島の背中を強く押した。四竦みの構図におけるもっとも広い空白に、牛島の体は投げ出された。 (夜)

(9') ??四竦みの構図におけるもっとも広い空白に、牛島は体を投げ出された。

一般に、「誰かが、ある動作主により、自分の何かを投げ出される」のような言い方は、下記例文(10)のように、持ち主と所有物が分離可能な場合であることを前提とする。

(10) 牛島は彼に買ったばかりの鞄を投げ出された。 (彼 — 彼の鞄)

ところが、上記例文(9)では、動詞「投げ出す」の対象として、不可分離所有物である身体名詞「体」が用いられており、それが原因で、持ち主の受身文への置き換えが不自然になっていることが確認される。

すなわち、類型④に属する所有物主語の受身文は、所有物と、共起する動詞類との組み合わせの問題により、持ち主の受身文への置き換えが不自然になる場合であると言える。

このように、この類型④は、文レベル内での問題の中でも特に、語彙レベルからの要因によって規則非違反となるタイプであると言える。

類型⑤ 文脈の一貫性のため、持ち主の受身文の形をとることができない場合

(11) 肉体なり精神なり凡て我々の能力は、外部の刺戟で、発達もするし、破壊されもするでしょうが…。 (心)

(11') *我々は肉体なり精神なり凡ての能力を、外部の刺戟で、発達もするし、破壊されもするでしょうが…。

(12) 長いこと激しく泣き続けられたので、私の頭はあたかもキリをさしこまれてもまっているかのごとく痛み出した。 (アメ)

(12') *長いこと激しく泣き続けられたので、私は頭をあたかもキリをさしこまれても

まれているかのごとく痛み出した。

それぞれの受身文「能力が破壊される」と「頭がもまれる」の前後には、「発達する」と「痛み出す」という、所有物を主語とする文脈が伴われている。そのため、所有物主語の受身文を持ち主の受身文に変えると、当該の受身文の主語は「持ち主」に、伴われる文脈の主語は「所有物」になり、文脈の一貫性に違反する結果となる。すなわち、この場合は、持ち主の受身文にすることができず、規則に違反していないタイプとして分類される。

類型⑥ 持ち主を主語の位置に移動できるほどの根拠が十分ではない場合

(13) <(朝日新聞社説) タイトル：都市の防災力を高めよう>

きょう1日は、防災の日。全国で1300万人が参加して、大地震に備えた総合防災訓練が繰り広げられる。(中略)都市型社会の防災力を高めるために、3つのことを考えてみたい。第1に、たがいに無関心な人間関係のカベをどのように崩すか。砂粒のような人びとの集まりでは、万一の場合、大切な情報がうまく伝わらない心配がある。情報の受け止め方や信頼性の判断が人によって違いすぎると、パニックなど混乱のもとになりかねない。都市の地域住民に共通の防災意識を育てておくことが、何よりの基本だ。86年の三原山噴火のとき、島あげての避難が予想以上に整然とできたのは、普段顔見知りの消防団員らの情報や指示が信頼されたからだという見方がある。

(社：1990/9/1)

(13') *86年の三原山噴火のとき、島あげての避難が予想以上に整然とできたのは、普段顔見知りの消防団員らが情報や指示を信頼されたからだという見方がある。

(14) しかしアシュレイと菊栄は、その脱走についても憲兵の追求の可能性についても一語もいいだそうとはしないので、かれ自身、黙りこんでやきもきしているしかなかった。食事がおわったあと、食卓をかたづけてアシュレイを椅子にかけさせシーツを首にまきつけさせて菊栄が鉄を握った。彼らは、アシュレイの頭がみるみる清潔に刈りこまれて行くのを見ていた。それから菊栄はアシュレイの衿もとを剃るために石鹼を水にといた。弟がそれを手伝った。 (戦)

(14') ?食事がおわったあと、食卓をかたづけてアシュレイを椅子にかけさせシーツを首にまきつけさせて菊栄が鉄を握った。彼らは、アシュレイが頭をみるみる清潔に刈りこまれて行くのを見ていた。

持ち主の受身文は、もともと全体名詞・持ち主であったノ格名詞を、もっとも視点を置きやすい「主語」の位置に移して表現するタイプの受身文である。そのため、ノ格名詞には、主語の位置に移動できるほどの資格、いわゆる、文の主語になり得るくらいの共感度が認められる必要がある。ところが、上記例文(13)と(14)の受身文におけるノ格名詞には、

それを文の主語の位置に移動させ、視点を近づけるほどの根拠があるとは認めにくい。

まず、例文(13)から見てみると、「都市の防災力を高めよう」というタイトルの社説の一部として用いられていることからも窺えるように、主に、「都市型社会の防災力を高めるための方法」が流れの中心となっている(波線のところを参照)。すなわち、該当の受身文「顔見知りの消防団員らの情報や指示が信頼され」において、「消防団員らの情報や指示を信頼されたこと」その自体に意味があり、自分たちの情報や指示が信頼されたことによって、ノ各名詞である消防団員らが被る利害の影響が強調される必要はない文脈である。

言い換えれば、この受身文におけるノ格名詞は、それを受身文の主語の位置にまで移動させ、その利害・影響の意味合いを強調する根拠が十分に認められているとは言いがたい。そのため、この文は持ち主の受身文の形をとることができず、規則違反しないタイプとして分類され得る。

次に、例文(14)を見ると、彼ら(彼と彼の弟)が菊栄とアシュレイの行動を描写する場面の中で、受身文「アシュレイの頭がみるみる清潔に刈りこまれて行く」が用いられている。この場合は、彼らが菊栄とアシュレイの行動を客観的な立場で描写・叙述しているだけの文であるため、あえてアシュレイに視点を近づけ、アシュレイが被る影響・利害の意味合いを強調する必要はない文脈である。さらに、該当受身文「アシュレイの頭がみるみる清潔に刈りこまれて行く」の先行文脈は、「菊栄」を主語とする「菊栄が鉄を握った」という形をとっており、受身文が用いられた以後の文脈も「菊栄」を主語とする「菊栄はアシュレイの衿もとを剃るために石鹼を水にといた」でつながっている。すなわち、この場面は、アシュレイよりも、かえって「菊栄」の方に視点が置かれた状態で続けられていることがわかる。

つまり、例文(14)における持ち主「アシュレイ」は、主語の位置に移動され、注目の対象として強調するほどの根拠を持つ人物とは言いにくく、そのためこの例文は、持ち主の受身文への置き換えが不自然であり、持ち主の受身文優先規則にも違反しないタイプとして分類できる。

4. おわりに

本稿では、所有物主語の受身文の中で、主に、持ち主の受身文優先規則に違反しないタイプを中心に、具体的にどのような下位類型が存在しているのかを考察した。すなわち、該当受身文が持ち主の受身文優先規則に違反しなくなる原因には、どのようなものが挙げられ、それは、どのような類型として下位分類できるのかを分析した。

その結果、そのような原因には、語彙の問題を含める文レベルからの要因と、受身文前後の文脈の流れ、ノ格名詞における共感度の程度など、談話レベルで起こりえる様々な変数が関わっていることが確認できた。これをまとめると次のようである。

● 持ち主の受身文優先規則に違反しない場合：

- 類型① 外部からの働きかけが生起せず、対応する持ち主の受身文 자체が想定できない場合
- 類型② 文脈の一貫性のため、持ち主の受身文の形をとることができない場合
- 類型③ 持ち主の受身文にすると、余剰の利害の意味合いが生じてしまい、もともとの文と違う意味合いを表す場合
- 類型④ 持ち主を主語の位置に移動できるほどの根拠が十分ではない場合
 - 以上、文レベルからの要因
- 類型⑤ 持ち主の受身文にすると、動作主と持ち主の存在が不必要に強調されてしまい、意味の変化が生じる場合
- 類型⑥ 動詞と持ち主、所有物との組み合わせの問題により、持ち主の受身文の形が用いられない場合
 - 以上、談話レベルからの要因

【参考文献】

- 天野みどり(2001)「無生物主語のニ受動文—意味的関係の想定が必要な文—」『国語学』205
- 奥津敬一郎(1983)「何故受身か?」『国語学』132
 - (1992)「日本語の受身文と視点」『日本語学』11:8 明治書院
 - (1995)「連体即連用?不可分離所有と所有者移動」『日本語学』14:12 明治書院
- 金水 敏(1991)「受動文の歴史についての一考察」『国語学』164
 - (1992a)「場面と視点—受身文を中心」『日本語学』11:8 明治書院
 - (1992b)「受身文の固有・非固有説について」『近代語研究9』武蔵野書院
- 久野 暉(1978)『談話の文法』 大修館書店
- 杉本 武(2000)「「に」受動文と投影性」『東アジア言語文化の総合的研究』筑波大学学内プロジェクト(A) 研究報告書
- 高見健一(1995)『機能的構文論による日英語比較・受身文、後置文の分析』くろしお出版
 - (1997)『機能的統語論』くろしお出版
- 張 麟声(1996)「非情ガ(ハ)+有情ニ+サレル」型受身文について」『現代日本語研究』3
大阪大学 現代日本語学講座
- 角田太作(1991)『世界の言語と日本語』くろしお出版
- 仁田義雄(1992)「持ち主受身をめぐって」『藤森ことば論集』清文堂出版
- 斐 銀貞(2003)「所有物主語の受身文における視点違反の判断と出現様相について」
『2003年度 国語学会 春季大会予稿集』国語学会
- 益岡隆志(1987)『命題の文法』 くろしお出版
 - (1991)「受動表現と主観性」『日本語のヴォイスと他動性』 仁田義雄(編) くろしお出版

【用例出典】

- 新聞社説：電子BOOK 朝日新聞社説・天声人語(社) 1985～1991 日外アソシエーツ株式会社
 小説：『こころ』(心) 夏目漱石 / 『死者の憤り』(死)、『戦いの今日』(戦)、以上大江健三郎 /
 『戦艦武蔵』(戦) 吉村昭 / 『パニック』(パニ) 開高建 / 『若き数学者のアメリカ』(アメ) 藤原

正彦：以上、CD-ROM 版新潮文庫の 100 冊 (CD-ROM : NEC) / 『眠れない夜を抱いて』(夜)
野沢尚 2002 幻冬舎文庫 / 『冷静と情熱の間』(冷) 辻仁成 2001 角川文庫
シナリオ：『眠れる森』(眠) 野沢尚 1999 幻冬舎
※出典が表示されていない例文は作例によるものである。